

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600108号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。
平成22年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成22年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成22年5月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年5月の標準報酬月額については15万円を16万円とする。
平成22年5月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成22年4月1日から同年6月1日まで
厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているが、請求期間も継続して勤務していたので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成22年5月1日から同年6月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答から、請求者は、当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。
厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、平成22年5月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、15万円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の平成22年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。
また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおり

の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 22 年 5 月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額から、16 万円に訂正することが妥当である。

ただし、平成 22 年 5 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、A 社から提出された賃金台帳及び同社の回答から、請求者が当該期間において同社に勤務していたことは認められるものの、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち、平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600220号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600035号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和59年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年11月30日から同年12月1日まで

昭和58年8月1日出向元のB社からA社に出向し、昭和59年12月1日出向元に戻ったので、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は同年12月1日となるどころ、年金記録では同年11月30日と記録されている。

昭和59年11月末日までA社において勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を同年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出された請求者に係る従業員名簿及び同社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年12月1日にA社からB社(出向元)に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる請求者の昭和59年10月の標準報酬月額の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、事業主が請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年12月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年11月30日を喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600036号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(以下「A事業所」という。現在は、B社。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年3月1日から昭和63年1月1日まで
② 平成5年9月1日から平成10年5月1日まで

請求期間①について、A事業所の正社員として、ルート営業に従事し、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、請求期間②について、C社の出向社員として冷凍倉庫や印刷工場での構内作業や事務作業に従事し、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

請求期間①及び②について、各事業所において勤務していたので、当該各期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

請求期間①について、請求者から提出された請求期間①当時に使用していたとする手帳を見ると、A事業所に関する記載が確認できる。

また、オンライン記録において、請求期間①にA事業所における被保険者記録のある同僚に照会し回答があった二人は、いずれも勤務期間は不明だが、請求者が当該事業所に勤務していた旨回答及び陳述している。

しかしながら、前述の同僚二人のうちの一人は、A事業所では、正社員であれば社会保険(雇用保険、厚生年金保険及び健康保険)は必ず適用されていた。当時、アルバイトが複数名いたが、アルバイトには社会保険の適用はなかった旨陳述しているところ、雇用保険の記録において、請求者に係るA事業所における被保険者記録は見当たらない。

また、B社は、請求期間①当時の資料はなく、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の事務担当者も在籍しておらず、委託先の社会保険労務士にも確認したが、請求者に関する記録はなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者から提出された手帳を見ると、C社に関する記載が確認できるものの、当該記載は、請求期間②より後の時期である。

一方、商業登記の記録によると、C社は、請求者が主張する所在地において、請求期間②中である平成6年6月に設立されているが、令和元年12月に解散していることが確認できる。

また、C社の元役員は、請求者の請求期間②における勤務実態については資料がなく不明であるとした上で、仮に請求者が在籍していたとしても当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除した事実はない旨回答及び陳述している。

さらに、D労働局から提出された請求者に係る雇用保険の受給記録によると、請求者は、請求期間②中の平成5年9月10日に求職の申込みを行い、給付制限期間を経て平成6年3月16日まで失業給付（基本手当）を受給していたことが確認できる上、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間②のうち、平成10年4月1日から同年5月1日までの期間において、C社とは別の事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。